

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

公表日

令和5年3月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能: 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>2 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。</p> <p>4 情報提供機能: 各業務で管理している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>5 情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月30日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康局 健康推進部 保健対策課
②所属長の役職名	保健対策課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その必要性	接種履歴を正確に把握することにより、事務の効率化を図る。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 個人番号: 対象者を正確に特定するために保有する。 その他識別情報: 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下「宛名番号」とする)を保有する。 ・連絡先等情報 予診票等の送付先情報として、保有する。 ・業務関連情報 地方税関係情報: 予防接種における自己負担金の免除の有無を正確に特定するために世帯課税情報を保有する 生活保護情報: 予防接種の自己負担金の免除の有無を正確に特定するために資格の有無情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年2月1日
⑥事務担当部署	保健対策課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、日本年金機構、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市区村長、後期高齢者医療広域連合、地方公務員共済組合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	本人確認								
④使用の主体	使用部署	保健対策課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 予防接種対象者の管理 ・接種対象者の情報の登録(更新)を行う。 2 予防接種記録の管理 ・接種計画等の相談活用する。 ・未接種者に案内通知を送付。 3. 健康被害の救済措置の円滑実施 健康被害が生じた際に、接種状況を的確に把握し、また対応することを目的に利用する。								
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して担保する。							
⑥使用開始日	平成29年2月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件		<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない			
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	システムの運用保守								
①委託内容	健康管理システムの運用保守								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<対象者>

対象者宛名番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分

<基本情報>

接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号

<接種情報>

受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、備考

<ツ反>

ツ反結果区分、反応状態区分、長径、備考

<給付情報>

口座登録・連携ファイル関係情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に対象者が来られた際には、本人確認書類等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市セキュリティポリシーに準ずる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用事務以外で、個人番号が取得されることがないように、番号利用事務(システム)以外で、個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では、個人番号は画面表示されない。 ・番号制度に関する事務(システム)以外からは、情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各システムを利用できる端末へのログインに際しては、静脈認証を行う設定とし、事前に登録された本人以外は、端末を利用することができないような制限を実施している。 <p><業務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザーIDが失効される。 <p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの利用できる端末を管理することにより、不用な端末からの利用ができないような制限を実施している。
その他の措置の内容	<p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDごとのアクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録/変更の際は、長又は代理の者が、設定の変更を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に一度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・システムの操作(更新権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもってシステムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認している。 ・システム利用職員への研修会を定期的(1年に1回)に実施し、事務外利用の禁止について指導を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	和歌山市個人情報保護条例及び和歌山市個人情報保護条例施行規則に基づき、守秘義務及び個人情報取扱特記事項その他の遵守を契約書に明記している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の個人情報保護を義務付ける。	
その他の措置の内容	委託先の選定にあたっては、委託先の個人情報保護に関する安全管理措置等を確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、同システムから情報提供許可証と情報紹介者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。		
再発防止策の内容	①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

8. 監査	
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<運用における措置> ・職員に対し、個人情報保護に関する教育及び研修会を実施している。 ・違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 TEL073-435-1314
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和歌山市健康局健康推進部保健対策課 〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号 TEL073-488-5118
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を記載し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせであれば、その事実確認を行うために、標準的な処理機関を条例上に規定している。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(中間サーバー、各保険システム、各福祉システム、)	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(中間サーバー)	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和3年4月21日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	和歌山市総務局総務部市政情報課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 Tel.073-435-1314	和歌山市総務局総務部総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 Tel.073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和4年2月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和4年2月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 16の2 16の3	番号法第19条第8号別表第2 16の2 16の3	事後	事前の報告が義務付けられていないため

令和4年2月10日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ・窓口に対象者が来られた際には、本人確認書類等の確認を実施し、対象者以外の情報を入力しないよう事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。	<運用における措置> ・窓口に対象者が来られた際には、本人確認書類等の確認を実施し、対象者以外の情報を入力しないよう事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和4年2月10日	Ⅲリスク対策 6. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。	発生なし	発生あり ・その内容 ①令和3年1月、職員による送付先メールアドレスの誤りにより、新型コロナウイルス感染者414名分の個人情報を誤った相手先に送信した。 ②令和3年2月、委託事業者によるメール誤操作により、送付先118名分のメールアドレスを相互に確認できる形式で送信した。 ・再発防止策の内容 ①職員に対し、個人情報及びメールの適正な取扱いについての研修を実施した。また、情報の送信、電子メールの利用制限等について、情報セキュリティポリシーを一部改正したうえで、改正内容について職員に対し周知徹底を行った。 ②委託事業者に対し、メール送信時に複数人で確認させることを徹底させるとともに、個人情報の取扱いに関する研修を実施させた。	事後	事前の報告が義務付けられていないため
令和5年3月2日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2 16の2、16の3の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和5年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[<input type="checkbox"/>]その他(口座情報・連携ファイル関係情報)	事前	

<p>令和5年3月2日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元</p>	<p>[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署() [] 行政機関・独立行政法人等() [] 地方公共団体・地方独立行政法人() [] 民間事業者() [] その他()</p>	<p>[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課) [○] 行政機関・独立行政法人等(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、日本年金機構、デジタル庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、市区村長、後期高齢者医療広域連合、地方公務員共済組合) [] 民間事業者() [] その他()</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月2日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用方法</p>	<p>1 予防接種対象者の管理 ・接種対象者の情報の登録(更新)を行う。 2 予防接種記録の管理 ・接種計画等の相談活用する。 ・未接種者に案内通知を送付。 ・健康被害が生じた場合等、接種状況を的確に把握する。</p>	<p>1 予防接種対象者の管理 ・接種対象者の情報の登録(更新)を行う。 2 予防接種記録の管理 ・接種計画等の相談活用する。 ・未接種者に案内通知を送付。 3. 健康被害の救済措置の円滑実施 健康被害が生じた際に、接種状況を的確に把握し、また対応することを目的に利用する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月2日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p><対象者> 対象者宛番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分 <基本情報> 接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号 <接種情報> 受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、備考 <ツ反> ツ反結果区分、反応状態区分、長径、備考</p>	<p><対象者> 対象者宛番号、個人番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、続柄、生活保護情報、課税非課税区分 <基本情報> 接種日、医療機関、医療機関その他、会場その他、接種年齢、電話番号 <接種情報> 受診種別、接種区分、ロット番号、ワクチンメーカー、接種量、負担金区分、接種医、備考 <ツ反> ツ反結果区分、反応状態区分、長径、備考 <給付情報> 口座登録・連携ファイル関係情報</p>	<p>事前</p>	